

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽原子力発電所7号炉 設計及び工事の計画）【303】
2. 日 時：令和2年9月2日 14時00分～15時35分
16時35分～19時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、宮本管理官補佐、
植木主任安全審査官、岸野主任安全審査官、津金主任安全審査官、
羽場崎主任安全審査官、桐原調整係長、小野安全審査専門職、
服部安全審査専門職、山浦技術参与

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社

原子力設備管理部 課長 他15名※

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所7号機の工事計画認可申請書のうち、耐震性に関する説明書及び津波への配慮について、令和2年8月25日、8月26日、8月28日、8月31日、9月1日及び9月2日提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波への配慮に関する説明書】

- 取水槽水位計について、先行プラントとの差異がわかるように設計方針を説明すること。また、地震荷重に津波荷重が包含されることの根拠を説明すること。

【工事計画に係る説明資料（発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書）

(9.17 復水器波及影響)】

- 復水器基礎コンクリート（No. I～IV）の評価結果について、基礎ボルトの評価をしていない理由を説明すること。また、基礎ボルトのせん断荷重に対するコンクリートの評価をしていない理由を説明すること。

【津波への配慮に関する説明書に係る補足説明資料】

- 津波単独の襲来事象に対するタービン建屋への影響について、評価結果を説明すること。

- 廃棄物処理建屋における溢水の影響について、6号機原子炉建屋との位置関係を含め7号機の溢水防護対象設備等の安全機能への影響がないことを説明すること。
 - 6号機の工事進捗状況を考慮した影響評価について、津波襲来時の浸水の防止として、6号機の取水路に設置された鋼製角に係る運用を説明すること。
- (3) 東京電力ホールディングス株式会社から、本日の説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他
なし